

二 海青牌に附せられた特權

海青牌には如何なる特權が附せられて居つたか、換言すれば此の牌を與へられたものは、如何なる特權を行使することを得たか。これについては特に規定せられたものがないやうであるから、諸書に記されてある實例についてこれを捜求して見なければならぬ。

先づ注意すべきことは元代には軍情急速の公事の通報に當る使者に限つて用ゐ得る驛站があり、而してこの使者は必ず所謂海青牌を帶びたもので、従つてこの驛站をも海青站と稱したことである。この事は既に箭内博士が經世大典の記事によつてこれを證し、世祖の中統元年、望雲即ち今の獨石口の南に當る雲州堡及び榆林・望雲の中間を選んで海青站を置き、當時所謂望雲・鵬窩の路上を正站（宣德・撫州を經るもの）を經ず、捷路によつて往來することゝした旨を述べた。即ち海青站、もしくはかく稱せざるまでも、軍事急速の通報の場合に限つて用ゐ得る軍站を使用し得ることは、この牌に附せられたる特權であつたのである。

次には海青牌を有するものには、普通の場合には許されなかつた徵發を行ふことを許されたことが認められる。これはこの牌を有するものゝ使命が、軍情急速の要務に關するもので、寸時を忽にすべからざる關係に基づいたものに外ならぬ。即ち經世大典站赤一、中統三年四月の聖旨に、海青使臣は望雲・鵬窩の路上の海青站を經行し、若し元と乘る鋪馬が困乏すれば、例に依りて倒換し得ることをいひ、次に

如馬不^{モシ}レ^{ザレバ}乏^{シカラ}。並不^レ得^レ下^レ強^シ奪^シ人馬^ヲ。因而^{スルヲ}騷^ハ擾^ス百姓及過^レ往^ル客旅^ヲ。